

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ブータン国地すべりリスク削減能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：ブータン国地すべりリスク削減能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00689

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブータン国地すべりリスク削減能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2029年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年5月 ～ 2028年4月

第2期：2028年5月 ～ 2029年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして

は、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### 第2期

- 1) 第1回：契約金額の40%を限度とする。

#### （6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

#### 第1期

- 1) 2026年度（2027年1月頃）
- 2) 2027年度（2027年12月頃）

#### 第2期

- 1) 2028年度（2028年10月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月 3日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月 4日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 9日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 3月 23日 12時まで
5	評価結果の通知日	2026年 4月 1日まで
6	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	(申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ※2023年7月公示から変更となりました。
--	---

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブータン国地すべり災害対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析／ジェンダー）」（調達管理番号：25a00325）の受注者（ビコーズインスチテュート株式会社）及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9)

[6%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/qsxZBhCQPF>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00689\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてく

ださい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者

でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

## 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ブータン行政機関への技術移転内容および業務主任者の留意点に関する実施方針。	第3条2.（1）事業内容の範囲
2	ブータンの地形の特徴を踏まえた効率的な技術移転に向けた実施方法。	第3条2.（2）プロジェクトサイト
3	最終的なデモンストレーションサイトおよびパイロットサイト決定手順及び方法並びにその合意形成過程での業務主任者留意点。	第3条2.（2）プロジェクトサイト
4	技術移転を想定する複数行政機関における、	第3条2.（3）関係機関の関与

	組織間の利益相反有無を整理した上での実施方針および、業務主任者留意点。	
5	ブータンのC/Pの現状分析を踏まえた技術者向けの本邦研修のコンセプト及び行程(案)および、業務主任者留意点。	第3条2. (6) 本邦研修に関する留意事項

### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶  プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年9月
- ・ RD署名：2026年2月6日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 事業内容の範囲<sup>2</sup>

本事業は、インフラ運輸省・陸上運輸局（DoST）に対して、深層にすべり面を持つ地すべりの調査・解析・施設配置計画の能力開発を行うもの（現時点では、本事業の一部として対策工の実施は前提としないことをC/Pと合意済み）。

#### (2) プロジェクトサイト<sup>3</sup>

本事業ではプロジェクトサイトとしてデモンストレーションサイト（日本人専門家が主導して活動するサイト）とパイロットサイト（ブータン側が主導して活動するサイト）の2層構造を組むことをC/Pと合意。現時点でデモンストレーションサイトは中部地域のTrongsa、パイロットサイトは南部地域のPhuentsholing、中部地域のTingtibi、東部地域のMongar周辺から選定することとし、プロジェクト開始後にC/Pと協議の上、最終決定することとなっている<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> 本事業でのブータン行政機関に対する技術移転内容は何とするべきかについて業務実施の基本方針としてご提案ください。特に、業務主任者として留意するポイントについてもご記載ください。技術移転がプロジェクト終了後もブータン側で自立的に活用・継続されるよう、現地の行政体制や業務実態に即した実現可能性を十分考慮して整理することが重要です。

<sup>3</sup> JICA専門家による活動の中心はデモンストレーションサイトの一つである中部地域のTrongsaを想定していますが、他のデモンストレーションサイト及びパイロットサイトも業務の対象範囲に含まれます。対象地域はブータンの中部、南部、当部と広範囲に及びますが、同国の急峻な地形の中で国内移動は陸路が原則であることから、この条件において効率的な技術移転を行う具体的な方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>4</sup> 2025年9月実施の詳細計画策定調査では、デモンストレーションサイトとパイロットサイトの箇所数はC/Pと合意済ですが、具体的なサイトは本事業開始後に最終決定することとなっています。この最終化プロセスでの決定手順及び方法を実施方針としてプロポーザルでご提案ください。特に、この合意形成の過程において業務主任者として留意するポイントについてもご記載ください。

### (3) 関係機関の関与

本事業のC/PはDoSTとしつつ、同省定住局、インフラ開発局ならびにブータン経済を支える水力発電や送電網建設や維持管理を担うドゥルックグリーン発電公社 (Druk Green Power Corporation) およびブータン電力公社 (Bhutan Power Corporation)、エネルギー・天然資源省地質鉱山局、国家土地委員会事務局、ブータン王立大学科学技術校も必要な活動に参加する想定<sup>5</sup>。また、王立大学科学技術校 (College of Science and Technology) も、将来的なDoSTの能力強化を見据えて、可能な範囲でプロジェクト活動に参加予定。

### (4) 機材の調達

本事業に必要な解析のために行う土質試験機一式は無償資金協力(経済社会開発計画)によりDoSTに供与することが2026年2月6日閣議決定済。本事業ではそれ以外の地すべり観測機器を含めた必要機材(詳細は第7条に記載)を調達する予定。

### (5) ジェンダー主流化

本事業においてもDoSTの女性エンジニアの比率であると同じ30%の女性参加率30%を目標として、セミナーやワークショップ、研修を実施する。

### (6) 本邦研修に関する留意事項<sup>6</sup>

JICAは、本邦研修の質の向上を推進している。地すべり対策工が学べることに加え、地形や規模に応じたブータンの実情にあった研修先の選定が必要。また、研修実施中は、外部講師の講義を補足する事前ブリーフィングや振り返りを受注者が実施するなど、研修内容が研修員に定着する工夫を期待する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1に関わる活動

活動1-1：過去の災害データを取りまとめ、広域地質構造と地すべり発生メカニズムを理解する。

活動1-2：地すべりの活動性、過去の被害、保全対象の重要性、アクセス性

---

<sup>5</sup> 本事業の実施体制としては、インフラ運輸省・陸上運輸局を主としつつ、ドゥルックグリーン発電公社やブータン電力公社等への波及も念頭に置いています。これら複数機関を含めた効率的な技術移転を実施するために、これら組織間の利益相反の有無などを整理した上でとれる工夫を業務の実施方針としてプロポーザルでご提案ください。特に、業務主任者として留意するポイントについてもご記載ください。

<sup>6</sup> 本邦研修は技術者向けに2回の実施を想定しています。ブータンのC/Pの現状分析を踏まえ、本邦研修のコンセプト及び行程(案)を業務実施の基本方針としてプロポーザルでご提案ください。また、特に業務主任者として、研修実施期間中に留意すべきポイントについても併せてご記載ください。

を考慮し、デモンストレーションサイト（1地区）及びパイロットサイト（3地区）を確定する。

活動1-3：デモンストレーションサイト及びプロジェクトサイトを含む周辺区間において、最新の地形データとドローン撮影写真に基づく、地すべり地形判読を行う。

活動1-4：判読結果を地すべり地形分布図として取りまとめ、保全対象を踏まえリスクの分析を行う。

活動1-5：DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。

活動1-6：上記活動を通じて得た知見に基づき、地すべり評価マニュアルを作成する。

## ② 成果2に関わる活動

活動2-1：デモンストレーションサイトにおける調査計画を立案する。

活動2-2：デモンストレーションサイトにおいて、地形測量及び地質調査（ボーリング調査、物理探査）を実施する。

活動2-3：デモンストレーションサイトにおいて、孔内観測機器（水位計、パイプ歪計）を導入し、観測することで、すべり面深度を特定する。

活動2-4：デモンストレーションサイトにおいて、設計条件を得るための土質試験を行い、地すべり総合解析を行う。

活動2-5：2-1から2-4でデモンストレーションサイトにおいて実施したのと同じ内容について、DoSTが中心となり、パイロットサイト（3地区）にて実施する。

活動2-6：DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。

活動2-7：上記活動を通じた知見に基づき、地すべり調査・観測マニュアルを作成する。

## ③ 成果3に関わる活動

活動3-1：デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、地すべり対策施設計画及びモニタリング計画を策定する。

活動3-2：デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、計画に基づいて、地すべり対策工を設計・積算する。

活動3-3：活動3-1で特定した対策に優先順位を付し、予算計画を含めた実施スケジュールを策定する。

活動3-4：デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、地すべり観測機器を導入し、地すべり変動をモニタリングする。

活動3-5：活動3-3で策定したスケジュールに沿って、優先順位付けされた対策を実施する。

活動3-6：DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。

活動3-7：上記活動を通じた知見に基づき、地すべり対策計画及び設計にかかる技術指針を策定する。

## ワークショップ及びセミナーの実施規模想定

### 1. 知識定着ワークショップ

目的	技術移転と能力強化 1. DoSTエンジニアの技術力向上（スキル移転） 2. DoSTが自立的に調査・解析・対策計画を実施できる体制構築。 3. 成果の定着を図り、プロジェクト終了後も同様の業務を継続できるようにする。
実施回数	知識共有セミナーと合わせて計36回(延べ252日間) ※年3回 × 7日/回 × 4箇所 × 3年 = 252日 共通枠をワークショップとセミナーに按分して実施
対象者	DoSTエンジニア
開催内容(概要)	各フェーズ（成果1・成果2・成果3）で得られた技術内容・調査手法・解析手法を、DoSTエンジニアが実務に活用できるようにするための、技術習得型研修。演習・ハンズオンを中心とし、災害データ整理、地形判読、調査計画の立案、観測機器の導入・測定方法、土質試験・地すべり解析、対策工設計等を各段階で実施し、研修後、DoSTがパイロットサイトで主体となって作業を進められるレベルを目指す。
実施場所	デモンストレーションサイト：Trongsa（トロンザ） パイロットサイト：Phuentsholing（プンツォリン）、Tingtibi（ティンティビ）、Mongar（モンガル）周辺
実施形態	対面

### 2. 知識共有セミナー

目的	関係機関間の共通理解と連携強化 1. 関係機関全体で共通理解を形成し、プロジェクト成果の社会
----	---

	<p>実装を促進する。</p> <p>2. プロジェクトの透明性向上と合意形成の支援。</p> <p>3. 対策工実施やモニタリングにおける行政的・制度的連携を強化する。</p> <p>4. 作成したマニュアルや技術指針を普及させ、全国展開への基盤を整える。</p>
実施回数	<p>知識定着ワークショップと合わせて計36回(延べ252日間)</p> <p>※年3回 × 7日/回 × 4箇所 × 3年 = 252日</p> <p>共通枠をワークショップとセミナーに按分して実施</p>
対象者	関係機関 (LGU、省庁、大学等)
開催内容(概要)	<p>プロジェクトの実施内容、成果、得られた知見を、地方政府 (LGU)、関連省庁、大学などの関係機関へ共有する説明型セミナー。共有内容はフェーズごとに異なるが、例として以下を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地すべりリスク評価の要点</li> <li>・ 判読結果・調査結果の概要</li> <li>・ モニタリングの重要性</li> <li>・ 優先順位付けされた対策案と実施スケジュール</li> <li>・ 作成したマニュアル・技術指針の紹介</li> </ul> <p>また、各機関の役割や連携方法、行政措置との接続等も説明を行う。</p>
実施場所	<p>デモンストレーションサイト：Trongsa (トロンザ)</p> <p>パイロットサイト：Phuentsholing (プンツォリン)、Tingtibi (ティンティビ)、Mongar (モンガル) 周辺</p>
実施形態	対面

## (2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	地すべりリスク削減対策工
実施回数	合計2回
対象者	DoST職員及び関係機関の職員

参加者数	約8名/回
研修日数	約14日（バンコクでの滞在日を含めた移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

#### ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

➤ 受注者は、C/Pを対象とし、地すべりリスク削減能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。  
➤ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

➤

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

➤ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。  
➤ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。  
➤ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	各期契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	6か月毎	英語	電子データ	
業務進捗状況報告書	部分払い時(以下想定) 第1期 1) 2026年度(2027年1月頃) 2) 2027年度(2027年12月頃) 第2期 1) 2028年度(2028年10月頃)分払い時	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	第1期契約履行期限末日	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	各2部
		英語	製本、CD-R	各3部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	各2部
		英語	製本、CD-R	各3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 業務進捗報告書及び、業務完了報告書、事業完了報告書については、記載の内容を数ページにまとめた要旨を含めることとする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的・成果）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- ⑩ 広報活動
- ⑪ 現地再委託
- ⑫ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑬ その他必要事項

### （3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### （4）業務完了報告書/業務進捗報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

なお、(4)及び(5)については、数ページの要約を冒頭に含める。報告書の用語や体裁の一貫性の確保も含める。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 地すべり評価マニュアル
- (2) 地すべり調査・観測マニュアル
- (3) 地すべり対策計画及び設計にかかる技術指針

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ボーリング調査	デモンストレーションサイト(1地区)、パイロットサイト(3地区)	4回 (各サイト1回)	定額計上

## 第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。これら内容はC/PとR/Dで合意済。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	弾性波探査機 (SRT)	道路舗装の直下の構造探査	1式	供与機材	上限額
2	電気探査機 (ERT)	地下を構成する物質の電気的性質を測定 (比抵抗法等)	1式	供与機材	上限額
3	SRT/ERT解析ソフト	弾性波探査及び電気探査の解析	1式	供与機材	上限額
4	安定解析ソフト	安定解析実施のためのソフト	1式	供与機材	上限額
5	簡易貫入試験機	簡易貫入試験機本体	2個	供与機材	上限額
6	直接せん断試験機	直接せん断試験機本体	3個	供与機材	上限額
7	地すべり観測機器	水位計、パイプ歪計、伸縮計、雨量計等	8式 (2式×4箇所)	供与機材	上限額

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

**1. 案件名 (国名)**

国名：ブータン王国（ブータン）

案件名：地すべりリスク削減能力強化プロジェクト

The Project for Capacity Development in Landslide Risk Reduction

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ブータンは、国土の大部分が山岳地帯であることから、幹線道路の代替路が存在しない。また、水力発電を多く所有し、インドへの売電収入を得ている。これら道路や発電・送電施設は降雨起因の地すべり災害リスクに晒されており、これらが被害を受けると国の経済活動にも大きな影響を及ぼすのが現状である。実際に、地すべりを含む斜面災害により、インフラ・運輸省が管轄する国内幹線道路上での通行止めは年間139回（2021年）発生している。そのため、ブータン政府は、7月から9月までの雨季にはそれら復旧作業に追われている。気候変動の影響も受けた降雨の強度や頻度の増加により、これら重要インフラに対する地すべり災害リスクも上昇傾向にあると考えられる。

ブータン政府は、第13次五か年計画（2024-2029）において、安全保障の一環で災害リスクの軽減の達成を目標とし、災害や緊急事態への対応・準備計画の策定を重要な「戦略／プログラム」として位置付けている。従来、陸上運輸局（Department of Surface Transport。以下「DoST」という。）はJICAの開発調査型技術協力「道路斜面管理マスタープラン調査プロジェクト」（2014-2016）及び技術協力プロジェクト「ブータン道路斜面对策工能力強化プロジェクト」（2019-2024）を通じて、岩盤斜面崩壊、落石、土石流に特化した対策工法の検討に加え、切土勾配基準又は事前通行規制等事前対策の概念を導入した。しかしながら、発生頻度は上記ハザードと比べると低い、大規模な被害を広範囲に及ぼす深層すべり面での地すべりへの取組みはこれまでブータンで行われていない。

このような状況下、地すべり災害リスク削減に資する構造物対策の検討に必要な一連の工程に関する能力強化を目的とする「地すべりリスク削減能力強化プロジェクト」

（以下「本事業」という。）は、同国計画に貢献するものとして位置付けられている。

(2) 防災セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事

業戦略における本事業の位置付け

我が国の対ブータン王国国別開発協力方針（2023年1月）において、「強靱性の強化」を重点分野の一つとしている。また、ブータン王国JICA国別分析ペーパー（2023年3月）では、環境問題・気候変動への対応を主要開発課題の一つとしている。特に、気象災害に対する予防を促進し、災害に対する強靱性の向上が重要であると分析している。また、JICAのグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」

の協力方針の一つである「事前防災投資実現」をクラスター事業戦略として整理している。このことから、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。さらには、SDGsのゴール11（包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール13（気候変動とその影響への緊急の対処）にも資するものである。

### （3） 他の援助機関の対応

緑の気候基金（Green Climate Fund）の資金協力で、国連開発計画（UNDP）による農業畜産省（Ministry of Agriculture and Livestock）に対する斜面崩壊に係る対策工の支援事業「Supporting Climate Resilience and Transformational Change in the Agriculture Sector in Bhutan」（2020-2025）が2025年11月まで実施された。また、アジア開発銀行（ADB）はブータン南部の道路整備を目的とする「Road Network Project II」（2009-2014）及び「SASEC Road Connectivity Project」（2014-2022）において、斜面災害対策を含めている。

## 3. 事業概要

### （1） 事業目的

本事業は、ブータンにおいて、地すべり対策に係る評価、調査、観測、解析、計画策定・設計及び実施を行うことにより、インフラ運輸省・陸上運輸局（DoST）の地すべりリスク削減能力の強化を図り、もって適切な地すべり対策の実施を通じた地すべりによる重要インフラへの被害の軽減に寄与するもの。

### （2） プロジェクトサイト／対象地域名

西部地域（ティンパー）、南部地域（プンツォリン）、中部地域（ティンティビ）、東部地域（モンガル）

（本事業は、DoSTが存在する首都ティンパーでの活動に加え、南部、中部、東部での現場活動を行う想定である。これは、西部以外への裨益をDoSTが重視していることによる。）

### （3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：インフラ運輸省・陸上運輸局（DoST）職員、関係機関職員

最終受益者：ブータン全土の住民

### （4） 総事業費（日本側）：約 3.3 億円

### （5） 事業実施期間：2026 年 5 月～2029 年 4 月を予定（計 36 カ月）

### （6） 事業実施体制

- 1) 実施機関：インフラ運輸省・陸上運輸局 (Department of Surface Transport, Ministry of Infrastructure and Transport)
- 2) 関係機関：ブータン電力公社 (Bhutan Power Corporation)、ブータン王立大学科学技術校 (College of Science and Technology)、エネルギー・天然資源省地質鉱山局 (Department of Geology and Mines, Ministry of Energy and Natural Resources)、ドゥルック・グリーン電力公社 (Druk Green Power Corporation)、国家土地委員会事務局 (National Land Commission Secretariat)、インフラ運輸省・定住局 (Department of Human Settlement, Ministry of Infrastructure and Transport)、インフラ運輸省・インフラ開発局 (Department of Infrastructure Development, Ministry of Infrastructure and Transport)

### （7） 投入（インプット）

- 1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 50 人月）
  - (ア) 業務主任
  - (イ) 地質調査・解析
  - (ウ) 地すべり地形判読
  - (エ) 構造物対策
  - (オ) 設計／積算
  - (カ) 地すべり観測
  - (キ) GIS マッピング／データ解析
- ② 研修員受け入れ
  - 受入分野：地すべりリスク削減対策
    - ・ 期間：本事業 1 年次及び 2 年次の 2 週間
    - ・ 参加者：DoST 職員及び関係機関職員（8 名）
- ③ 機材供与
  - ・ 地すべり観測機器（水位計、パイプ歪計、伸縮計、雨量計等）
  - ・ 貫入試験機
  - ・ 直接せん断試験機
  - ・ 安定解析ソフト
  - ・ 弾性波探査機（部品）
- 2) ブータン側
  - ① カウンターパートの配置
  - ② 高解像度数値地形データ (DTM) および他必要データ（地形測量データ含む）
  - ③ 活動に必要な管理・運営上の費用
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
  - 1) 我が国の援助活動
 

JICAは、無償資金協力「デジタル地形図整備計画」（2021年11月～2025年7月）にて、1/5,000縮尺の高精度デジタル地形図を整備した。対象エリアが重なる場合、本事業での地すべり調査、解析各種又は施設配置計画策定に活用する。また、開発調査型技術協力「道路斜面管理マスタープラン調査プロジェクト」（2014-2016）、技術協力プロジェクト「ブータン道路斜面对策工能力強化プロジェクト」（2019-2024）の実施を通じて、従来、岩盤斜面崩壊、落石、土石流を対象に検討を行った。本事業は深層にすべり面を持つ地すべりを対象とすることからハザード種が厳密には異なる。
  - 2) 他の開発協力機関等の援助活動
 

特になし。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
  - 1) 環境社会配慮
    - ① カテゴリ分類 C
    - ② カテゴリ分類の根拠
 

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小 限であると判断されるため。
    - ③ 環境許認可：特になし。
    - ④ 汚染対策：特になし。
    - ⑤ 自然環境面：特になし。

⑥社会環境面：特になし。

⑦その他・モニタリング：特になし。

2) 横断的事項：

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて地すべり対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<分類理由>実施機関の女性エンジニアの割合(30%程度)と比べて、過去に他の国際機関が同実施機関を含む組織を対象にした研修での女性の研修割合が20%程度と下回っており、女性の研修参加における課題がある。その課題に対して、本事業では研修やワークショップにおける女性の参加率を女性エンジニアの割合(30%程度)相当とする目標を定め、男女別のデータ取得(ベースライン・モニタリング・評価)により捕捉していくため。

(10) その他特記事項

地すべりの場合、自然条件が誘因となり変位が生じる。そのため、選定するパイロットサイトでどのような挙動を示すかは予期できない。本事業は、ある程度の観測データ及びそれに基づく解析並びに施設配置計画を策定することとなるが、観測データの状況によっては、柔軟に対象サイトの取扱いを見直す必要がある。

また、DoSTの所有する実験施設には、地すべり調査に必要となる土質試験機一式の供与を別スキームで検討しており、供与されれば本事業で活用する予定である。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

適切な地すべり対策の実施を通じて地すべりによる重要インフラへの被害が軽減される。

指標及び目標値：

1. DoSTにより、パイロットサイト以外の場所で、地すべり対策およびモニタリングの計画が策定される。
2. 当該計画に沿って、地すべり対策が実施される。

(2) プロジェクト目標：インフラ運輸省・陸上運輸局 (DoST)の地すべりリスク削減能力が強化される。

指標及び目標値：

1. デモンストレーションサイトで得られた知見に基づき、DoST 本部/地域事務所の主導のもと、計画に基づく地すべり対策が少なくとも1つのパイロットサイトで実施される。
2. 『地すべり評価マニュアル』および『地すべり調査・観測マニュアル』がDoSTにより正式承認され、MoITのウェブサイトに掲載される。
3. 『地すべり対策計画及び設計にかかる技術指針』がDoSTにより正式承認され、MoITのウェブサイトに掲載される。

(3) 成果

成果1：地すべりの地形判読および評価に係る能力が強化される。

成果2：地すべりの調査・観測・解析に係る能力が強化される。

成果3：地すべり対策の計画策定・設計および実施に係る能力が強化される。

(4) 主な活動

〈成果1に係る活動〉

- 1-1. 過去の災害データを取りまとめ、広域地質構造と地すべり発生メカニズムを理解する。
- 1-2. 地すべりの活動性、過去の被害、保全対象の重要性、アクセス性を考慮し、デモンストレーションサイト（1地区）及びパイロットサイト（3地区）を確定する。
- 1-3. デモンストレーションサイト及びプロジェクトサイトを含む周辺区間において、最新の地形データとドローン撮影写真に基づく、地すべり地形判読を行う。
- 1-4. 判読結果を地すべり地形分布図として取りまとめ、保全対象を踏まえリスクの分析を行う。
- 1-5. DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。
- 1-6. 上記活動を通じて得た知見に基づき、地すべり評価マニュアルを作成する。  
〈成果2に係る活動〉
- 2-1. デモンストレーションサイトにおける調査計画を立案する。
- 2-2. デモンストレーションサイトにおいて、地形測量及び地質調査（ボーリング調査、物理探査）を実施する。
- 2-3. デモンストレーションサイトにおいて、孔内観測機器（水位計、パイプ歪計）を導入し、観測することで、すべり面深度を特定する。
- 2-4. デモンストレーションサイトにおいて、設計条件を得るための土質試験を行い、地すべり総合解析を行う。
- 2-5. 2-1から2-4について、DoSTが中心となり、パイロットサイト（3地区）にて実施する。
- 2-6. DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。
- 2-7. 上記活動を通じた知見に基づき、地すべり調査・観測マニュアルを作成する。  
〈成果3に係る活動〉
- 3-1. デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、地すべり対策施設計画及びモニタリング計画を策定する。
- 3-2. デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、計画に基づいて、地すべり対策工を設計・積算する。
- 3-3. 活動3-1で特定した対策に優先順位を付し、予算計画を含めた実施スケジュールを策定する。
- 3-4. デモンストレーションサイト及びパイロットサイトにおいて、地すべり観測機器を導入し、地すべり変動をモニタリングする。
- 3-5. 活動3-3で策定したスケジュールに沿って、優先順位付けされた対策を実施する。
- 3-6. DoSTエンジニア向けの『知識定着ワークショップ』および関係機関向けの『知識共有セミナー』を実施する。
- 3-7. 上記活動を通じた知見に基づき、地すべり対策計画及び設計にかかる技術指針を策定する。

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 カウンターパートが討議議事録(R/D)に記載のとおり配置される。
- (2) 外部条件

- ・ DoSTにとって、地すべりリスク軽減の重要性が変わらない。
- ・ 各地域事務所（Regional Office。以下「RO」という。）において任命されたフォーカル・ポイントが、プロジェクト期間を通じて当該 RO に継続配置される。
- ・ デモンストレーションサイトおよびパイロットサイトにおいて、活動に著しい遅延を生じさせるような自然災害が発生しない。
- ・ 対策実施のための予算が、「予算計画を伴う実施スケジュール」に従って確保される。

## **6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用**

アルメニア共和国向け技術協力プロジェクト「地すべり災害対策プロジェクト」（2014-2017）（評価年度2020年度）の事後評価等では、地すべり観測のためのモニタリング機材は落雷で繰り返し故障しており、一部の部品は国内市場や国際インターネット市場で入手できず、交換ができない状況であったと分析している。遠隔地での観測が想定される地すべり観測においては、落雷等の自然現象による損傷は不可避であり、上記の教訓を活かし、本事業は独自で機材の調達や維持管理ができることを念頭にどこでどのように入手できるかの情報を明確にした上で調達計画を立てる。

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

### 2. 選択項目

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：地すべり調査・解析・観測・施設配置計画・施工に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ブータン国及び全途上国

## ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2026年5月より業務を開始し、全体期間は2029年4月までの36ヶ月とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 54.35人月

本邦研修に関する業務人月4.60を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ39回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ ボーリング調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➤ 要請書

➤ RD

➤ ブータン国地すべり災害対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

#### 2) 公開資料

➤ ブータン国道路斜面对策工能力強化プロジェクト 事業完了報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12386454.pdf>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無（英語でのコミュニケーションが可能）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### 【上限額】

258,372,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示して下さい。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（22,612,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ボーリング調査	第2章第6条 再委託	5,376,000円	ボーリング調査一式	再委託
2	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第2章 特記 仕様書案 第4条 業務の内容	16,036,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.45人月及び4号0.45人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,100,000円）×2回	報酬 国内業務費
3	機材送料		1,200,000円	直接せん断試験機本体、水位計、パイプ歪計、伸縮計、雨量計	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)